

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第八条関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一〇四〇（略）

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する弁理士が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二〇五十一（略）

現 行

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一〇四〇（略）

四十一 弁理士が行う弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

第四条、第五条第一項、第六条又は第六条の二第一項に規定する役務の提供及び同法第三十七条第一項に規定する特許業務法人が行う同法第四十条に規定する業務として行う役務の提供又は同法第四十一条に規定する役務の提供

四十二〇五十一（略）